

平凡社版

前野直彬著

漢文珠玉選
下



漢文珠玉選

下

前野直彬著

平凡社

著者紹介

まえの なしあき

前野直彬 大正9年東京都生。東京大学文学部卒。現職 東京大学教授。専攻 中国文学。主著訳書 『唐詩選』(岩波文庫)『唐代伝奇集』1, 2 (平凡社「東洋文庫」)『六朝・唐・宋小説選』『唐代詩集 下』(平凡社「中国古典文学大系」)『中国小説史考』(秋山書店)

漢文珠玉選

下巻

昭和51年11月26日 初版第1刷発行

著者 前野直彬
発行者 下中邦彦
発行所 株式会社平凡社

東京都千代田区四番町4番地/郵便番号102
振替 東京 8-29639/電話 03-265-0451

印刷 東洋印刷株式会社/製本 株式会社石津製本所

不良本は直接小社サービス課で
お取替え致します(送料小社負担)

© 株式会社 平凡社 1976 Printed in Japan

目次

政事のなかで

自ら試みられんことを求むる表 曹植……………四一五
○朋党論 歐陽脩……………四三四

人とのかかわりあい

微之びしに与ふる書 白居易……………四一九
徐無党じよむたうの南へ帰るを送る序 歐陽脩……………四六〇
江鄰かうりんぎ幾文集の序 歐陽脩……………四六七
梅直講ばいちよくかうに上る書 蘇軾……………四七四

典論論文 <small>てんろんろんぶん</small>	曹丕	四八五
原過 <small>げんわ</small>	王安石	四九五

戦い

袁紹の為に予州に檄す <small>えんせうのたゐによしうにげきす</small>	陳琳	五〇三
李敬業に代りて檄を天下に伝ふる文 <small>りけいげふにかんすうみつ たてまつ</small>	駱賓王	五〇四
韓枢密に上る書 <small>かんすうみつ たてまつ</small>	蘇洵	五〇四

歴史のなかから

孟嘗君伝を読む <small>まうしやうくんでん</small>	王安石	五〇七
留侯論 <small>りうこうろん</small>	蘇軾	五一一
潮州韓文公廟の碑 <small>てうしうかんぶんこうべう</small>	蘇軾	五七一
戦国策目録序 <small>せんごくさくもくろく</small>	曾鞏	五八八

回想と感傷

蕪城の賦 鮑 照…………… 六〇一

尹師魯を祭る文 歐陽脩…………… 六〇七

梅聖俞墓誌銘 歐陽脩…………… 六一三

滝岡阡表 歐陽脩…………… 六一六

先妣事略 歸有光…………… 六四三

寒花葬志 歸有光…………… 六五三

女二二壙志 歸有光…………… 六五八

項脊軒志 歸有光…………… 六六〇

自然のなかで

蘭亭集の序 王羲之…………… 六七三

岳陽樓の記 范仲淹…………… 六七八

醉翁亭の記 歐陽脩…………… 六八六

峴山亭の記 歐陽脩…………… 六九四

褒禪山に遊ぶ記 王安石…………… 七〇三

〇 前赤壁の賦 <small>ぜんせきへき</small>	蘇軾	七二
後赤壁の賦 <small>こうせきへき</small>	蘇軾	七三
黄州快哉亭の記 <small>くわうしゅうくわいさいてい</small>	蘇轍	七六
滄浪亭の記 <small>さうらうてい</small>	歸有光	七五
出典目録		七三
解説		七二

求自試表（自ら試みられんことを求むる表）

魏曹植

作者は『三国志』の英雄曹操の子である。兄の曹丕と、父の後継者の地位を争った。曹操は作者の才能を愛したが、才気に溺れて軽薄な行動があることに、不安も抱いたらしい。結局、曹操の後を継ぐのは兄の曹丕と決定され、これが魏の文帝となった。

文帝の時代、作者は通例に従って王に封ぜられたが、朝廷からさまざまの圧迫を受けた。作者が帝位を狙っているという風聞が流され、文帝が神経質になったためであるが、群臣の中には、作者を擁立して一旗揚げようとたくらむ者もあったらしい。作者は封地を転々とさせられ、しかもよい土地は与えられなかった。この事態は、文帝が崩じ、子の明帝が継いだ後にも変わらなかった。

この文章は、明帝の太和二年（三三〇）ごろに書かれた。すなわち、作者にとつては甥であるが、今は皇帝である人に対して送ったものである。皇帝に送る文章である以上、「上表」の形をとることになる。当時、作者は雍丘王であった。雍丘は現在の河南省杞県であり、当時ではあまり豊かでない土地だったらしい。作者は自分の封地がすべて瘠せた土地で、生活にも難渋すると愚痴をこぼしている。

作者は自分の才能に誇りを持っていた。それがこのような処遇を受けることは、屈辱と感じたのである。

う。ただ、それを明らかに言うことはできない。あくまでも朝廷に恭順の意を示しつつ、局面を打開する必要があった。そのために打った手が、この表を上奏することだったのである。

(一) 臣植言。臣聞士之生^レ世、入則事^レ父、出則事^レ君。事^レ父尚^ニ於榮^ヲ親、事^レ君貴^ニ於興^ヲ國。故慈父不^ニ能愛^ニ無益之子、仁君不^ニ能畜^ニ無用之臣。夫論^レ德而授^レ官者、成功之君也。量^レ能而受^レ爵者、畢命之臣也。故君無^ニ虚授^ニ、臣無^ニ虚受。虚授謂^ニ之謬^ヲ拳、虚受謂^ニ之尸^ヲ禄。詩之素餐、所^ニ由作^レ也。昔二號不^レ辞^ニ兩國之任、其德厚也。且奭不^レ讓^ニ燕魯之封、其功大也。

臣植言す。臣聞く、士の世に生るるや、入りては則ち父に事へ、出でては則ち君に事ふ。父に事ふるは親を榮えしむるを尚び、君に事ふるは國を興すを貴ぶ。故に慈父も能く無益の子を愛せず、仁君も能く無用の臣を畜はずと。夫れ徳を論じて官を授くるは、成功の君なり。能を量りて爵を受くるは、畢命の臣なり。故に君に虚授無く、臣に虚受無し。虚授はこれを謬拳と謂ひ、虚受はこれを尸禄と謂ふ。詩の素餐、由りて作りし所なり。昔、二號は兩國の任を辞せず、其の徳厚ければなり。且奭は燕魯の封を讓らず、其の功大なればなり。

臣植、申し上げます。私の聞きますところでは、士がこの世に生まれれば、家の中では父に仕え、外に出ては主君に仕えるものであり、父に仕えるには一族を繁榮させるのが大切で、主君に仕えるには國家を興隆させるのが大事であるため、どれほど慈愛深い父でも役に立たぬ子を愛する気にはなれず、仁慈のあつた君主でも無用の臣を召し抱えてはおけないものだということです。そもそも人格を調査して臣下に官

職を授けるのは、功業を成しとげる君主です。自分の能力を勘案して爵位を受けるのは、君主から受けた使命を遂行できる臣下です。それゆえ、君主にはむだに官位を与えることがなく、臣下にはむだに官位を受けることがありません。むだに官位を与えることを謬挙ひうきょ（誤った推挙）といい、むだに官位を受けることを尸禄しりく（俸禄だけもらっている）と申します。『詩経』にいう「素餐そくあん」（功勞がなくて高位を占める）の句は、こうして生まれました。昔、號仲と號叔はそれぞれ領国を受けることを辞退しませんでした。これは二人の徳が厚かったからです。周公旦と召公奭は燕と魯に封ぜられることを遠慮しませんでした。これは二人の功績が大きかったからです。

注一 『詩経』『魏風伐檀』の詩に「彼の君子は素餐せず」とある。

二 號仲と號叔 周の文王の弟。王室に大功があり、それぞれ西號と東號に封ぜられた。

三 周公旦と召公奭 周の武王の弟。やはり國家に勲功があり、周公は魯に、召公は燕に封ぜられた。

先ず一般論として、君主は徳行・功績のある臣下に官位を与えるべきものであり、臣下はそれに該当していれば、遠慮なく受けるべきものであることを述べる。「入りては則ち父に事へ……」は『論語』子罕の、「慈父も無益の子を……」は『墨子』親子の文句で、この一般論の論理的な支柱となっている。さらに史実からも例証を求め、二號と周公・召公を挙げたが、これらの人々がすべて王の弟であることは、先帝の弟である自分への処遇を以下に論ずるための伏線となっている。

（二）今臣蒙二国之恩、三三世于今矣。正值三陛下升平之際、沐三浴聖沢、潜三潤徳教、可レ謂三厚幸一矣。而位窃三東藩、爵在三上列。身被三輕煖、口厭三百味、目極三華靡、耳倦三系竹二者、爵重禄厚之所レ致也。退念

古之受_レ爵禄_ニ者、有_レ異_ニ於_レ此_一。皆以_三功勤_二濟_レ國、輔_レ主惠_レ民。今臣無_ニ德_一可_レ述、無_ニ功_一可_レ紀。若_レ此終_レ年、無_レ益_ニ國朝_一、將_レ挂_ニ風人_一彼己之譏。是以上慚_ニ玄冕_一、俯愧_ニ朱紱_一。

今、臣は國の重恩を蒙ること、今に三世なり。正に陛下升平の際に値ひ、聖沢に沐浴し、徳教に潜潤するは、厚幸と謂ふ可し。而も位は東藩を窃み、爵は上列に在り。身に輕煖を被、口は百味に厭ぎ、目は華靡を極め、耳は糸竹に倦くは、爵重く禄厚きの致す所なり。退いて念ふに古の爵禄を受くる者は、此に異なる有り。皆功勤國を濟ひ、主を輔け民を恵むを以てなり。今、臣は徳の述ぶ可きもの無く、功の紀す可きもの無し。此の若くにして年を終へんか、國朝に益無く、將に風人彼己の譏りに挂らんとす。是を以て上は玄冕に慚ち、俯しては朱紱に愧づ。

今、私は國の重い恩寵を受け、現在で三代にわたっており。いまや陛下の昇平の御代にめぐりあい、聖人の恩沢に浴みし、ありがたい教化にひたっており、たいへんな幸福と申せましょう。しかも東國の王という地位を頂戴し、上席の封爵を占めています。身には輕くて暖かいものをまとい、口はさまざまの料理を存分に食べ、目はあらゆる美人を見、耳は管絃の音に倦きるほどになっているのは、爵位が高く、俸禄が多いために生じた結果です。しかし、古代において爵位や俸禄を受けた者について反省してみますと、これとは違った点がありました。その人々は、いずれも國家を正しく治めることに力をつくし、君主を補佐して民衆をいつくしんだため、そうなったのです。ところが私の場合、叙述されるほどの徳もなければ、記録されるほどの勲功もありません。このままで壽命を終え、國家に何の役にも立たなかったとすれば、『詩經』の詩人が「あの人はその官職にふさわしくない」と言ったのと同じ批判を受け

ることとなるでしょう。それゆえ仰いでは王の冠を恥ずかしく思い、うつむいては王の印綬に恥じ入っている次第です。

注一 三代 父の曹操（武帝の称号を贈られた）と文帝・明帝の三代をさす。

二 『詩経』の詩人 『詩経』曹風候人の詩に「彼其の子（これを作者は『彼己』として引用した）、其の服に称はず」とある。

作者は文帝・明帝から冷遇されていたのであるが、上奏文にその恨みは書けない。ここでは皇帝の厚い恩寵のもとで、身分不相応に安楽な生活をしていると述べた。しかし、皇帝の一族だというだけで、これほどの爵禄を受けてよいものであるうか、爵禄にふさわしい勲功を立てていなければならないはずだという反省を述べて、本論に入る前提とした。

〔方今天下一統、九州晏如。顧西尚有違命之蜀、東有不臣之呉。使辺境未得稅甲、謀士未得高枕者、誠欲下混同宇内、以致太和也。故啓滅有扈而夏功昭、成克商奄而周德著。今陛下以聖明統世、將欲卒文武之功、繼成康之隆、簡良授能、以方叔邵虎之臣、鎮衛四境。為三國爪牙者、可謂レ当矣。〕

方今天下一統し、九州晏如たり。顧ふに西には尚違命の蜀有り、東に不臣の呉有り。辺境をして未だ甲を税ぐを得ず、謀士をして未だ枕を高くするを得ざらしむるは、誠に宇内を混同し、以て太和を致さんと欲すればなり。故に啓は有扈を滅ぼして夏功昭らかに、成は商奄に克ちて周德著る。今、陛下聖明を以て世を統べ、文武の功を卒へ、成康の隆を継がんと将欲し、良を簡び能に授け、方叔・邵虎の臣を以

て、四境を鎮衛せしむ。国の爪牙と為す者、当れりと謂ふ可し。

ただいま、天下は統一され、全国は平穩な状態にあります。ただ、西にはまだ命令に従わぬ蜀があり、東には臣礼をとらぬ呉があります。辺境の兵士たちにまだ鏑をぬがせることができず、知謀の士にまだ枕を高くして眠らせることができないのは、まさに全世界を一つにまとめ、太平を招こうとしたためなのです。それゆえ、啓は有扈氏を滅ぼしたところから、夏の功業が明らかとなり、成王は殷の殘党に勝って、周の徳が顯著となりました。今、陛下は聖明の資質によって世を統治され、文王・武王の功業を完成させ、成王・康王の隆盛のあとを継ぎたいとお考えになって、善良な人を選び、能力のある者に官職を授け、方叔や邵虎のような賢臣に、四方の国境を守らせておられます。これらを國家の爪や牙にあたる者となさつたのは、実に適当な処置と申せましょう。

注一 啓 夏王朝を創始した禹の子。有扈氏は最後まで夏に服属しなかった部族で、啓がこれを滅ぼし、天下を支配下におさめた。

二 成王 周の武王の子。殷に服属していた奄を滅ぼし、天下を完全に統一した。

三 成王・康王 康王は成王の子。周王朝は文王の徳によって興り、武王が殷を滅ぼしたことによって支配權を握り、成王・康王がこれを繼承して安定させたとされる。

四 方叔や邵虎 どちらも周の宣王の賢臣。『詩經』小雅采芣及び大雅江漢に見える。

然而高鳥未レ挂於輕繳、淵魚未レ懸於鈎餌二者、恐鈞射之術或未レ尽也。昔耿弇不レ俟光武、亟擊張

步、言レ不_レ以_レ賊遺_ニ於_ニ君父_一也。故車右伏_ニ劍於_ニ鳴轂_一、雍門刎_ニ首於_ニ齊境_一。若_ニ此_一二子、豈惡_レ生而尚_レ死哉。誠忿_ニ其慢_レ主而陵_レ君也。

然れども高鳥未だ輕繳_ニに挂_ラらず、淵魚未だ鉤餌_ニに懸_ラざるは、恐らくは釣射_ノの術或いは未だ尽_サざればなり。昔、耿弇は光武を俟たず、亟かに張歩を撃ち、賊を以て君父に遺さずと言へり。故に車右は劍に鳴轂_ニに伏_シし、雍門は首を齊境に刎ねたり。此の二子の若きは、豈生を惡みて死を尚ばんや。誠に其の主を慢りて君を陵_レぐを忿_レればなり。

しかしながら、高く飛ぶ鳥がまだこちらの放った繳_ニにかからず、淵_ニにひそむ魚がまだ餌_ニにかかつて来ないように、敵国が打倒できずにいるのは、弓術または釣りの技術が、あるいは十分に發揮されていないためではないかと考えられます。昔、耿弇は光武帝の到着を待たずに、すばやく張歩を攻撃し、「賊を主君に残しておくものではない」と申しました。それゆえ、斉王の車の右側に乗った者は車輪が鳴ったため劍で自決し、雍門狄は斉の国境でみずから首をはねて死にました。この二人の場合は、なにも生きること嫌、死を望んだわけではありません。まったく主君が輕視され、侮辱されるのを憤_レったためなのです。

注一 繳 鳥をとる道具の一つ。矢尻に網をつけた矢で、空中で網がひろがり、鳥がそれにかかつて落ちるようにしたもの。

二 耿弇 後漢の光武帝に仕え、天下を平定して後漢建國の功臣となつた名将。有力な敵の一人であつた張歩を討つた時、相手の勢力が強かつたので、光武帝の來援を待って攻撃すべきだと言う者があつたが、弇は本文にあるような言葉を吐いて、敵を速攻した。

三 齊王の車の…… 古代の兵車は三人乗りが通例で、王が中央に乗り、右側の者は武器を持って護衛に当たった。この話は次のようなことである。齊王が狩獵に出た時、左の車輪がきしんで鳴った。すると車の右側に乗った者が自殺しようとした。王は車を作った者の罪であると言ったが、車右の者は、王が乗っていて鳴った以上、放置しておいてはならぬと言ひ、ついに自決したという。

四 雍門狄 齊王の臣。齊が越に攻められた時、齊王の前で自殺しようとした。王が理由をたずねると、前の車右の人の話を引用し、彼は車が鳴っただけで死んだのに、自分が越の侵攻を見て死なすにはいられないと、自分の首をはねた。二つの話とも『説苑』立節に見える。

ここまで、現状について述べる。「天下一統」とは、例によって皇帝に対するお世辞であり、実際にはすぐ次に述べるように、天下が三分されていた。それに対し、皇帝が適切な手を打っていると述べたのもやはりお世辞で、また次に述べるように、敵国は打倒されず、効果が上っていない。こうした状況のもとでは、臣下たる者は憤激のあまり自決してもよいくらいのものであり、坐視することはできないのだと主張する。

夫君之寵臣、欲以除害興利。臣之事君、必以殺身靜乱、以功報主也。昔賈誼弱冠、求試屬國、請係單于之頸、而制其命。終軍以妙年使越、欲得長纓占其王、羈致北闕。此二臣豈好為夸主、而耀世俗哉。志或鬱結、欲逞才力、輪能於明君也。昔漢武為霍去病治第。辭曰、匈奴未滅、臣無以家為。固夫憂國忘家、捐軀濟難、忠臣之志也。

夫れ君の臣を寵するは、以て害を除き利を興さんと欲するなり。臣の君に事ふるは、必ず身を殺して乱

を静め、功を以て主に報いんと以ふなり。昔、賈誼は弱冠にして、属国に試みられんことを求め、単于の頸を係ぎて、其の命を制せんと請ふ。終軍は妙年を以て越に使ひし、長纓を得て其の王を占り、北闕に羈致せんと欲す。此の二臣、豈好んで主に奪りて、世俗に耀かすを為さんや。志、或いは鬱結し、才力を逞べ、能を明君に輸さんと欲せしなり。昔、漢武、霍去病の為に策を治めんとす。辞して曰く、匈奴未だ滅びず、臣、家を以て為す無しと。固より夫の国を憂へ家を忘れ、軀を捐て難を濟ふは、忠臣の志なり。

そもそも君主が臣下を寵愛するのは、万民の害を除き、利益になることを興させようとするためです。臣下が君主に仕えるのは、ぜひともわが身を殺して騒乱を静め、功績によって君主に報いようと思うからです。昔、賈誼は弱冠の身でありながら、典属国に試験任用していただきたいと求め、単于の首に繩をかけて、その死命を制したいと願い出ました。終軍は若年ながら越へ使者に立ち、冠の長い紐を手に入れて越王を計略で縛りあげ、北方の朝廷まで曳いて行きたいと申しました。この二人の臣下は、なにも好んで主君に大ぶろしきをひろげ、世俗に評判を立てようとしたものではありません。ことによると自分の理想がとげられずに鬱々としていたのかもしれない、それでわが才知を思うままに使い、明君に能力を捧げたいと考えたのです。また昔、漢の武帝は霍去病のために邸宅を建ててやろうとしました。しかし去病は、「匈奴がまだ滅亡しないうちは、私は家のことなど問題にしておりません」と言って辞退しました。まことに、国を憂えて家を忘れ、身を捨てて国難を解決するのが、忠臣の志というものです。

注一 賈誼 漢の人。この話は『漢書』賈誼伝に見える。典属国は異民族と折衝する官。単于は匈奴の王の称号。
二 終軍 漢の人。この話も『漢書』終軍伝に見える。この越は現在の広東省の地方にあった異民族の国。

三 霍去病 漢の武帝の時、匈奴討伐に大功を立て、名將とうたわれた人物。この話も『漢書』霍去病伝に見える。

前段を受けて、わが身を捨てて国難に当たるのが臣下たる者の本分であることを述べる。

(丙) 今臣居_レ外非_レ不_レ厚也。而寝不_レ安_レ席、食不_レ遑_レ味者、伏以_二方未_レ剋_レ為_レ念。伏見_二先武皇帝_一、武臣宿兵、年耆即_レ世者有_レ聞矣。雖_二賢不_レ乏_レ世、宿將旧卒、猶習_レ戰也。窃不_二自量_一、志在_レ効_レ命。庶立_二三毛髮之功_一、以報_二所受之恩_一。若使_二陛下出_二不_レ世之詔_一、効_二臣錐刀之用_一、使_レ得_二下西属_二大将軍_一、当_二一校之隊_一、若東属_二大司馬_一、統_二偏師之任_一、必乘_レ危躡_レ險、騁_レ舟奮_レ驪、突_レ刃触_レ鋒、為_二士卒先_一。雖_レ未_二能_二禽_レ權讎_一亮、庶將_二下虜_二其雄率_一、殲_二其醜類_一。必効_二須臾之捷_一、以滅_二終身之愧_一、使_二下名挂_二史筆_一、事列_二中朝策_一。雖_二下身分_二蜀境_一、首懸_二中吳闕_一、猶_二生之年_一也。

今、臣の外に居るや厚からざるに非ざるなり。而も寝ねて席に安んぜず、食うて味はふに遑あらざるは、伏して以ふに二方未だ剋たざるを念と為せばなり。伏して先武皇帝を見るに、武臣宿兵、年耆けて世に即く者聞ゆる有り。賢は世に乏しからずと雖も、宿將旧卒、猶戦ひに習ふ。窃かに自ら量らず、志命を効すに在り。庶はくは毛髮の功を立て、以て受けし所の恩に報いん。若し陛下不世の詔を出し、臣をして錐刀の用を効さしめ、西のかた大将軍に属し、一校の隊に当り、若くは東のかた大司馬に属し、偏師の任を統ふるを得しめば、必ずや危ぎに乗じ險を躡み、舟を騁せ驪を奮ひ、刃に突き鋒に触れ、士卒の先とならん。未だ權を禽にし亮を讎する能はずと雖も、庶はくは其の雄率を虜にし、其の醜類を殲さん。必ず須臾の捷を効し、以て終身の愧を滅し、名を史筆に掛け、事を朝策に列せしめん。身は蜀境に分たれ、